

岸和田市民間特定教育・保育施設等運営支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市内の民間特定教育・保育施設等に対し、教育・保育内容の充実と円滑な運営を図ることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、岸和田市補助金等交付規則（平成11年規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「特定教育・保育施設等」とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第1項第1号及び同項第3号並びに第46条の規定に基づいて運営されている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。

(補助事業及び補助金の交付対象者)

第3条 この要綱に基づく補助事業及び交付対象者は、別表に定めるところとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表に定めるところにより算定した額とする。ただし、補助対象事業の実施について、保護者からの実費徴収金など他の財源が確保される場合は、補助対象経費から当該財源を控除した額を補助基準額として補助額を算出するものとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書)

第5条 規則第5条第1項の規定による補助金等交付申請書は、岸和田市民間特定教育・保育施設等運営支援補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書には、別に定める必要な書類を添付しなければならない。

(決定の通知)

第6条 市長は、規則第6条第1項の規定により補助金等の交付の申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、岸和田市民間特定教育・保育施設等運営支援補助金決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合においては、規則第7条第1項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に係る帳簿及び証拠書類を当該事業完了後10年間保管すべきこと。
- (2) 申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を報告すること。
- (3) 補助金については、補助事業の目的以外に使用しないこと。
- (4) 規則第19条の規定により市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (5) 事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用に努めなければならないこと。
- (6) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならないこと。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部または一部を市に納付させることがあること。
- (7) 補助事業の目的に反した場合は、補助金の一部又は全部の返還を求めることがあること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則及びこの要綱を遵守すること。

(交付の決定の変更及び取消の通知)

第8条 規則第9条又は第17条の規定により補助金の交付決定を変更し、又は取り消そうとするときは、岸和田市民間特定教育・保育施設等運営支援補助金変更・取消通知書（様式第3号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による報告は、事業が完了した日から30日以内に岸和田市民間特定教育・保育施設等運営支援補助金実績報告書（様式第4号）により行わせるものとする。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補事業報告書
- (2) 歳入歳出決算（見込）書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の確定)

第10条 規則第14条の規定による額の確定通知は、岸和田市民間特定教育・保育施設等運営支援補助金額確定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 前条の規定による通知を受け、補助金の交付を受けようとする者は、速やかに岸和田市民間特定教育・保育施設等運営支援補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、補助金の額の確定後に補助金を交付するものとする。ただし、市長は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、補助金交付決定額の全部又は一部を概算払により交付するものとする。

2 この補助金は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第162条の規定に基づき交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、年度途中で事業を開始する者または年度途中で事業を終了する者に対する概算額の交付は、市長が別に定める。

4 前3項の規定による概算額の交付時期は、市長が別に定める。

(精算)

第13条 市長は、前条の規定により補助金等を概算払したときは、第10条の規定による補助金の額の確定後速やかに精算をしなければならない。

(返還通知書)

第14条 規則第18条の規定により補助金等を返還させようとするときは、岸和田市民間特定教育・保育施設等運営支援補助金返還通知書（様式第7号）を補助事業者に交付するものとする。

（適用除外）

第15条 この要綱に定める補助金は、岸和田市民間保育施設運営支援事業費補助要綱第4条及び第7条による補助金の交付を受けたときは、適用しないものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

別表（第4条関係）

補助事業	事業内容	補助（上限）額 及び算定基準	対象施設・事業者
1歳児配置改善 加配補助	公定価格基本分により措置される保育士配置数及び「3歳児配置改善加算」等により措置される保育士配置数を満たし、更に保育士を加配することにより、1歳児対応保育士数が1：5以上の配置（※1）を行うことで保育の質の向上を図るもの。	各月初日の1歳児入所児童数に児童1人当たり8,150円を乗じた額を補助額（月額）とする。	民間保育園 民間認定こども園
アレルギー対応・食育推進補助	公定価格上の配置基準を超えて、調理員を配置することにより、質の高い給食の喫食及び食育を受けることができる環境の確保を図るもの。	調理員の配置に要する経費と非常勤職員の調理員1日当たり4時間の勤務時間に相当する補助単価（1日当たり4,060円）に給食実施日数を乗じた額を比較して、低い方の額を補助額とする。	民間保育園 民間認定こども園
子どもの健康管理向上補助	嘱託医による健診等の適正な実施を確保し、児童の健康管理の向上を図るもの。	市立保育所の嘱託医等の配置に要する経費（※2）から公定価格基本分において措置されている経費（「公定価格措置額」という。）を差し引いた額と補助対象事業者が支弁した嘱託医等の配置に要する経費から公定価格措置額を差し引いた額とを比較して、低い方の額を補助する。なお、算出式は別途定める。	民間保育園 民間認定こども園 民間地域型保育事業者

地域子育て支援 事業補助	地域の在宅で子育てを行う家庭を支援し、地域全体の子育て力の向上を図るための取組みを支援するもの。 以下の事業のうち、3つ以上の事業を実施すること。 ・子育て相談・指導 ・地域交流事業 ・子育て支援に資する定期的な情報提供 ・子育てサークル支援 ・保育所1日体験事業 ・絵本とのふれあい事業 ・育児講座・育児と仕事両立支援事業 ・緊急一時預かり事業（小学校低学年児童を含む）	補助上限額 1,000 千円／施設 補助対象事業を実施するために必要な経費（人件費含む）と補助上限額とを比較して、低い方の額を補助額とする。	民間保育園 民間認定こども園
特色ある教育・ 保育推進事業補助	創意工夫が発揮された、教育・保育の質の向上につながる特色ある取組みを支援するもの。 以下の事業のうち、2つ以上の事業を実施すること。 ・異年齢児交流事業 ・世代間交流事業 ・体験学習・食育推進事業 ・各種教室の開催等特色ある教育・保育の実施	補助上限額 1,000 千円／施設 補助対象事業を実施するために必要な経費（人件費含む）と補助上限額とを比較して、低い方の額を補助額とする。	民間保育園 民間認定こども園
保育士休暇取得 促進補助	施設全体の管理職を除く保育士（保育教諭）の有給休暇取得を促進することにより、就労環境の改善を図り、保育士確保と離職防止につなげる取組みを支援するもの。	年間有給休暇取得率（百分率）の数値に1万円をかけた額とする。 最低補助額（率）を30万円（％）とし、以後取得率が1％上がる毎に1万円の増額。上限額（率）は70万円（％）とする。	民間保育園 民間認定こども園 民間地域型保育事業者

障害児保育職員 加配分補助	岸和田市障害のある児童の 保育実施要領（平成 21 年 1 月 6 日施行）に規定する障害 児保育を行うにあたり、障害 児保育を担当する保育士を 加配し、かつ、客観的・合理 的な障害判定及び障害児保 育加配基準の下で行う取組 みを支援することにより、質 の高い障害児保育を目指す もの。	市が認めた障害児(※3) の障害児保育を担当す る保育士を加配した場 合に、別途定める算出基 準により人件費分を補 助額とする。	民間保育園 民間認定こども園
保育補助者雇上 強化事業費補助	国の定める保育補助者雇上 強化事業実施要綱に規定す る事業に相当する事業を行 っているもの。	補助対象経費と保育補 助者雇上強化事業交付 要綱に基づく基準額と を比較して、低い方の額 とする。	民間保育園 民間認定こども園 民間地域型保育事 業者
保 育 人 材 等 就 職・交流支援事 業費補助	国の定める保育人材等就職・ 交流支援事業実施要綱に規 定する事業に相当する事業 を行っているもの。	補助対象経費と保育人 材等就職・交流支援事業 交付要綱に基づく基準 額とを比較して、低い方 の額とする。	民間保育園 民間認定こども園
潜在保育士再就 職支援事業費補 助	国の定める潜在保育士再就 職支援事業実施要綱に規定 する事業に相当する事業を 行っているもの。	補助対象経費と潜在保 育士再就職支援事業交 付要綱に基づく基準額 とを比較して、低い方の 額とする。	民間保育園 民間認定こども園
保育所等におけ る ICT 化推進等 事業費補助	国の定める保育所等におけ る ICT 化推進等事業実施要 綱に規定する事業に相当す る事業を行っているもの。	補助対象経費と保育所 等における ICT 化推進 等事業交付要綱に基づ く基準額とを比較して、 低い方の額とする。	民間保育園 民間認定こども園
保育環境改善等 事業費補助	国の定める保育環境改善等 事業実施要綱に規定する事 業に相当する事業を行って いるもの。	補助対象経費と保育環 境改善等事業交付要綱 に基づく基準額とを比 較して、低い方の額とす る。	民間保育園 民間認定こども園
延長保育事業費 補助	国の定める延長保育事業実 施要綱に規定する事業に相 当する事業を行っているも の。	補助対象経費と延長保 育事業交付要綱に基づ く基準額とを比較して、 低い方の額とする。	民間保育園 民間認定こども園 民間地域型保育事 業者

保育体制強化事業費補助	国の定める保育体制強化事業実施要綱に規定する事業に相当する事業を行っているもの。	補助対象経費と保育体制強化事業交付要綱に基づく基準額とを比較して、低い方の額とする。	民間保育園 民間認定こども園
病児保育事業費補助	国の定める病児保育事業実施要綱に規定する「体調不良児対応型」に相当する事業を行っているもの又は「病児対応型」に相当する事業を行う予定で普及促進を行うもの。	対象経費と病児保育事業交付要綱に基づくそれぞれの基準額とを比較して、低い方の額とする。	民間保育園 民間認定こども園 民間地域型保育事業者

(※1) 保育士の配置基準の算出方法については、公定価格の3歳児配置改善加算等の認定要件に準拠する。

(※2) 内科医・歯科医 各 年額 157,500 円／施設

眼科医・耳鼻科医 各 (年額 48,300 円＋350 円×対象児童数) ／施設

(※3) 「岸和田市障害のある児童の保育実施要領（平成 21 年 1 月 6 日施行）」に基づく障害児をいう。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

岸和田市長 様

申請者
所在地
名 称
代表者氏名 印
施設名

年度 岸和田市民間特定教育・保育施設等運営支援補助金交付申請書

標記の補助金を下記のとおり受けたいので、岸和田市補助金等交付規則第 5 条第 1 項及び岸和田市民間特定教育・保育施設等運営支援補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金交付申請額 円

2. 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 施設調書

(3) 令和 年度収支予算書の抄本

様

岸和田市長

年度 岸和田市民間特定教育・保育施設等運営支援補助金決定通知書

年 月 日付、申請のあった 年度 岸和田市民間特定教育・保育施設等運営支援補助金については、岸和田市民間特定教育・保育施設等運営支援補助金交付要綱第 4 条の基準により下記のとおり交付することとしたので、岸和田市補助金等交付規則第 8 条の規定により、通知します。

記

補助金交付決定額 円

(内訳表)

内 訳	金 額
補助金交付決定額合計	円
1 歳児配置改善加配補助	円
アレルギー対応・食育推進補助	円
子どもの健康管理向上補助	円
地域子育て支援事業補助	円
特色ある教育・保育推進事業補助	円
保育士休暇取得促進補助	円
障害児保育職員加配分補助	円
保育補助者雇上強化事業費補助	円
保育人材等就職・交流支援事業費補助	円
潜在保育士再就職支援事業費補助	円
保育所等における ICT 化推進等事業費補助	円
保育環境改善等事業費補助	円
延長保育事業費補助	円
保育体制強化事業費補助	円
病児保育事業費補助	円

様

岸和田市長

年度 岸和田市民間特定教育・保育施設等運営支援補助金変更・取消通知書

年 月 日付、岸和田市指令子施第 号により交付決定をした 年度 岸和田市民間特定教育・保育施設等運営支援補助金について、下記のとおり変更・取消しますので、岸和田市民間特定教育・保育施設等運営支援補助金交付要綱第8条の規定により、通知します。

記

1. 変更内容及び変更理由

2. 補助金変更交付決定額 金 _____ 円

年 月 日

岸和田市長 様

申請者
所在地
名 称
代表者氏名 印
施設名

年度 岸和田市民間特定教育・保育施設等運営支援補助金実績報告書

年 月 日付、岸和田市指令児保第 号により交付決定を受けた 年度 岸和田市民間特定教育・保育施設等運営支援補助金に係る事業実績について、岸和田市補助金等交付規則第13条及び岸和田市民間特定教育・保育施設等運営支援補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

（添付書類）

1. 事業報告書
2. 歳入歳出決算（見込み）書の抄本

様

岸和田市長

年度 岸和田市民間特定教育・保育施設等運営支援補助金額確定通知書

年 月 日付、岸和田市指令児保第 号で交付決定をした 年度 岸和田市民間特定教育・保育施設等運営支援補助金について下記のとおり確定したので、岸和田市補助金等交付規則第 14 条及び岸和田市民間特定教育・保育施設等運営支援補助金交付要綱第 11 条の規定により、通知します。

記

補助金交付確定額 円

(内訳表)

補助金交付確定額	円
1 歳児配置改善加配補助	円
アレルギー対応・食育推進補助	円
子どもの健康管理向上補助	円
地域子育て支援事業補助	円
特色ある教育・保育推進事業補助	円
保育士休暇取得促進補助	円
障害児保育職員加配分補助	円
保育補助者雇上強化事業費補助	円
保育人材等就職・交流支援事業費補助	円
潜在保育士再就職支援事業費補助	円
保育所等における ICT 化推進等事業費補助	円
保育環境改善等事業費補助	円
延長保育事業費補助	円
保育体制強化事業費補助	円
病児保育事業費補助	円
補助金既交付決定額	円
補助金交付済額	円
差引返還額	円

年 月 日

岸和田市長 様

申請者
所在地
名 称
代表者氏名 印
施設名

年度 岸和田市民間特定教育・保育施設等運営支援補助金請求書

年 月 日付、岸和田市指令児保第 号により補助金の額の確定を受けた
年度 岸和田市民間特定教育・保育施設等運営支援補助金について、岸和田市民間特定教育・
保育施設等運営支援補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 額 円

ただし、年 月 日付け岸和田市指令子施第 号に基づく補助金

下記の口座へ振り込んでください。

金融機関名		預金の種類		口座番号	口座名義人（カタカナ）
金融機関	支店名				
		種 目	1. 普通 2. 当座		

年 月 日

岸和田市長 様

申請者
所在地
名 称
代表者氏名 印
施設名

年度 岸和田市民間特定教育・保育施設等運営支援補助金概算払請求書

年 月 日付、岸和田市指令児保第 号により交付決定を受けた 年度
岸和田市民間特定教育・保育施設等運営支援補助金について、岸和田市民間特定教育・保
育施設等運営支援補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 額 円

ただし、 年 月 日付け岸和田市指令子施第 号に基づく補助金

下記の口座へ振り込んでください。

金融機関名		預金の種類		口座番号	口座名義人（カタカナ）
金融機関	支店名				
		種 目	1．普通 2．当座		

年 月 日

様

岸和田市長

年度 岸和田市民間特定教育・保育施設等運営支援補助金返還通知書

年 月 日付、岸和田市指令子施第 号により補助金の額の確定を行った
年度 岸和田市民間特定教育・保育施設等運営支援補助金について、下記のとおり決定した
ので、岸和田市民間特定教育・保育施設等運営支援補助金交付要綱第 14 条の規定により、
通知します。

記

1. 補助金返還額 円

2. 返 還 期 日 年 月 日

3. 返 還 方 法 別添の納入通知書による